

第9回 施設から住まいへ

近畿大学 建築学部
准教授 山口 健太郎



【経歴】

京都大学大学院を卒業後、株式会社メトス、国立保健医療科学院協力研究員を経て2008年より近畿大学理工学部建築学科講師。2011年4月より現職。

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの研究を行うかたわら、高齢者施設の設計にも関わる。主な建物に「ケアタウンたちばな、設計監修、大牟田市」などがある。

今回からは私の専門分野である高齢者施設について述べたい。近年、高齢者施設は「施設から住まい」へと大きく舵をきり、その居住環境は大きく改善されつつある。「施設」から「住まい」という2つの単語から構成されるフレーズであるが、これらの単語から考えさせられる内容は広く、深い。

「施設」という単語を広辞苑で引いてみると「①ある目的のために、建物などの設備をすること。また、その設備。②特に、児童養護施設・老人保健施設など、福祉関係の建物や組織」とある。次に、「住まい」とは、「住んでいる所。住所。家。また、住んでいること」となり住まうとは「居を定めて生活する」とある。施設とはある目的のためにつくられた建物であり、住まいとは生活という包括的な目的のためにつくられた建物ということになる。

それでは、高齢者施設はどのような目的のために建てられた施設であるのかを、歴史を振り返りながら考えてみたい。日本における高齢者施設の起源は593年に聖徳太子により建立された悲田院（四天王寺）にある。悲田院は、身寄りのない者や年老いた者を集め、生活する場を提供するという救貧施設としてつくられた。その後、時代がかなり経過するが1864年に建てられた小野慈善院（金沢）は、老人、病人、障がい者、身寄りの無い人など生活困窮者を収容する混合型の緊急避難施設としてつくられた。当時の福祉施設は、年齢や障がいの程度に関係なく、生活に困窮する者を収容する施設としてつくられていた。次に1906年にはハンセン氏病の患者の施設「らい病院」ができ、福祉施設は疾病性により分化されていく。1929年には救護法ができ育児院と養老院という年齢性による分化が行われる。1950年には新生活保護法ができ老齢性により高齢者とその他の成人が分けられる。ここで福祉施設から高齢者施設が誕生する。そして、1969年の老人福祉法により介護の必要性や経済性により高齢者施設はより細分化され、現在の特別養護老人ホームや養護老人ホーム、有料老人ホームが

.....

できる。このように高齢者施設は、機能分化、専門特化により、より明確な目的を持った施設になっていった。

一般的にこのような専門性への特化は、より充実した環境・サービスへとつながる。例えば、ガンなどある特定の疾病に特化した病院では、最新設備の中で熟練した医師による高度な治療を受けることができる。サービス提供者、受給者ともにガンの治療という目的が一致しており、明確であるからこそ互いに満足する事ができる。

これを高齢者施設に当てはめると、高齢者施設は効率的な介護に特化した施設となる。だが、高齢者施設に求められているのは「介護」だけなのかというとそうではない。高齢者施設に居住している人々は、24時間365日、介護のためだけに過ごしているのではなく、自らの生活を営むために介護を必要としている。高齢者施設に求められる機能は、介護を受けながら生活できる住まいであり、もう少し踏み込んだ表現をすると、24時間365日の介護がついた高齢者向けの住宅となる。

他方、歴史的背景から高齢者施設には救貧施設としての役割があり、収容施設として位置付けが、住まいや居住環境に対する考え方を著しく混迷させてきた。今なお個室と多床室についての議論が行われるのは、収容施設としての位置づけから脱却できず、住まいとしての機能についての意識が低いためと思われる。だが、介護保険の制度化により高齢者施設の利用は措置ではなく権利となった。利用者は対価を支払い、施設を利用している。つまり高齢者施設は法のもとに人々を収容する施設ではない。ゆえに私は高齢者施設に生活している人々を「入所者」ではなく「入居者」と呼ぶようにしている。法律用語は容易に変更されないが、本来であれば介護保険の成立に伴い行政文章も全て「入居者」に統一すべきであったと思う。

繰り返しになるが、改めて高齢者施設に求められている機能をまとめると、それは介護を受けながら生活できる住まいとなる。住まいとは冒頭に述べたように多様な目的を包括する概念であり、目的に特化してつくられる施設とは対極にある。建物の機能という観点から見れば、施設から住まいへの転換は大転換となるが、そのことが十分に浸透しているとは言い難い。かくいう私も専門分野を「高齢者施設」と記載してしまっている。施設ではない住まいと目指しているのであれば「高齢者施設」ではなく「老人ホーム」とすべきであろう。この文章を境にこれからは「老人ホーム」が専門分野であると明記するにしたい。読者の皆様も日常的に使っている言葉を再確認し、目指すべき方向性について考えていてもらいたい。

参考文献『住まいに向かう高齢者施設』日本の高齢者施設の計画史に関する研究報告書、(社)日本医療福祉建築協会 2004.11